## 「ヴィースバーデナー・ヒルフェの支援内容について」

相談員 アストリット・グートツァイトドイツ語翻訳: 荒川 道子

皆様、今日はようこそお越しいただきました。私どもの施設にご関心を寄せていただき、 嬉しく思います。

まず自己紹介をさせてください。私は社会教育学の専門家で、ヴィースバーデン犯罪 被害者・証人支援センターでは相談員として6年前から働いています。

相談員は3名いますが、全員が社会教育学の学位を持っています。また、トラウマ専門カウンセラー、カウンセリング技術、ゲシュタルト療法、刑事事件における調停人などの資格も取得しています。このうち2人の勤務時間は週40時間のフルタイムで、1人は週30時間です。

それから総務を担当する職員が2人おり、勤務時間は週20時間と週9時間です。彼女 たちは電話応対やアポの管理、会計、その他の総務を行っています。

施設は社団法人として登記されていますが、この社団法人はボランティアの理事3名が率いています。先ほどスピーチしたクリストフ・ゲープハルト博士、ユルゲン・フェーア氏、カタリーナ・エンゲル氏です。

社団法人の社員はヴィースバーデンとヘッセン州の組織や当局で構成されています。 例えばヴィースバーデン市、州司法省、児童保護連盟などです。

社団法人ヴィースバーデン犯罪被害者・証人支援センターは相談所の運営機能を担い、 1992 年に設立されました。

センターの財政のうち半分はヘッセン州司法省から拠出され、残りの半分は寄付、または検察当局や裁判所の罰金収入からの割り当てで賄われています。

次に施設の目的、仕事の進め方、管轄領域についてお話しします。

ヴィースバーデナー・ヒルフェの支援サービスの対象者は、刑事犯罪の犠牲者や証人、 その親族です。年齢、性別、国籍にかかわらず誰もが支援サービスを受けることができ ます。相談者は女性、男性、児童、青少年と様々ですが、男性の比率は約35%です。相 談者の過半数は成人です。

支援サービスの対象地域は主にヴィースバーデン市と近郊地域です。ヘッセン州には同様の施設がほかに6箇所ありますが、全国レベルで見るとこれほど充実した州はありません。

我々の活動を通じて、犯罪行為によって受けた影響を乗り越えるためのお手伝いをします。犯罪の種類は問いません。以下に相談者の例を挙げます。

- ・傷害事件の犠牲者
- ・強盗や押し入りの犠牲者
- ・強姦、子供時代に受けた性的虐待など性的暴力の被害者
- ・ストーカーの被害者
- ・故殺、謀殺を問わず殺人事件で近親者を失った親族や友人
- ・家庭内暴力の被害者 この場合はヴィースバーデン警察署との連携で、被害者が警察にコンタクト(告訴)した時点で、自動的に我々の施設へ引継がれるシステムとなっています。また、他の3つの相談所と共同で、ヴィースバーデン警察署内に家庭内暴力専門の部門を設け、被害女性の相談に乗っています。
- ・盗難、詐欺、脅し、誹謗、時には交通違反による被害者

相談は1度限りである場合も、長期にわたる場合もあります。必要ならセラピスト、 医師、病院への仲介もします。ドイツでは通常、セラピーを受けられるまで非常に長い 時間がかかり、最長1年間待たされることもあります。我々はそれまでのつなぎの役目 を果たします。セラピーが始まるまで、被害者は定期的に我々の相談所で相談を受けら れます。多くのケースでは相談を受けるうちに被害者の気持ちが安定し、セラピーの必 要がなくなることもあります。もちろんセラピストを探す必要がある場合にはそのお手 伝いもします。

相談の内容は次の通りです。

- ・心理的、社会的、金銭面、法律面でどんな支援が受けられるか情報を提供します。
- ・心理社会学やトラウマ専門の相談も提供します。その際、最も重要なのは相談者が 再び普通の日常生活を送れるよう精神的安定を回復させることです。
- ・また、セラピスト、弁護士、その他施設への仲介などです。

ここで相談の具体例を紹介しましょう。

## ケース 1)

ある男性が半年前、ナイフで襲われ、重症を負いました。加害者一族による脅しが続いたため、被害者とその家族全員が精神的負担に悩んでいました。男性は妻子と一緒に居住地を変えました。公判が間もなく始まりますが、男性は一人で家を出ることができない状態になりました。そこで男性は兄弟と一緒に相談所を訪れました。

初回の相談では主に公判について話しましたが、男性は家族と弁護士と一緒に警察の 保護を受けながら法廷へ連れていってもらうことになっています。2度目の相談では精 神的影響について話し合いました。男性は心的外傷後ストレス障害の典型的症状を呈していることが明らかとなったため、セラピーの必要性について説明しました。男性はセラピストが見つかるまで定期的に相談所を訪れることになっています。彼の置かれた状況や症状について話し、事件との関連付けをしました。そしてどうしたら症状の一部を改善できるかヒントを与えました。また、犯罪被害者補償金の申請を生活扶助局に提出しました。

## ケース 2)

5週間前に押し入り事件があり、宝石をはじめ様々なものが盗まれ、家具や引き出しが荒らされました。その家の5歳半になる子供がそれ以来、恐怖で家の中を自由に歩けなくなってしまいました。不安になった母親はなす術を知りませんでした。我々は母親に、子供に安心感を伝えることが重要だと教え、今子供がどういう精神状態にあるのか説明しました。子供が恐怖を訴え、家の中を自由に歩けなくなった場合、子供と一緒に室内を回り、すべて大丈夫だということを確認する作業が大切です。そうすることで、子供は徐々に一人で室内を歩くことができるようになります。我々は子供のお気に入りのぬいぐるみを使い、母親と子供にどうやってこの作業を進めるか説明しました。母親は2週間後に相談所を再び訪れ、こうした対策が効果を発揮したかどうかチェックする予定です。

## ケース3)

年配の女性が面識のない近隣住民に路上でゴミ箱に突き飛ばされ、地面に倒され、殴られるという事件がありました。その前にこの隣人は女性が飼っている3匹の小型犬が綱をつけずに走っていることに対して苦情を言い立てました。そこで女性は飼い犬がおとなしくて臆病な性質だと答えると、隣人が激昂したのです。女性の夫が救援に駆けつけ、隣人ともみ合いになりました。隣人も夫も起訴されることになりそうです。

この女性には6週間後、典型的なPTSD症状が表れ、一時的に就業不能となってしまいました。そこで我々は定期的に相談所に来るよう女性に勧めました。この女性にはリラックスの練習を勧め、事件に対して距離を置く方法についてお話しするつもりです。それでも症状に改善が見られなければ、セラピーを勧めるか、PTSD専門クリニックでの治療を勧める意向です。

我々は被害者支援にあたって金銭的援助が必要な場合は、ヴァイサー・リングの協力を仰いでいます。ヴィースバーデンではヴァイサー・リングの担当部署にいるあるボランティア職員と良好な協力関係にあります。我々が記入した援助申請書が彼を通じてヴァイサー・リングに提出され、これが承認されると彼から電話連絡が来る仕組みです。そして我々が立て替える形で被害者に資金を支払い、その後間を置かずにヴァイサー・リングがこれを清算します。

さらに我々は犯罪被害者補償法による補償申請のお手伝いもします。故意による暴力 犯罪が原因で長期にわたる心身の不調に悩む被害者は、その障害が事件と関連付けられ る限りにおいて補償を受ける権利があります。

次に施設の相談の原則事項に移ります。

相談を受け付けるに当たって守秘義務を第1の原則としています。相談者は匿名を希望することができ、その発言内容については守秘義務を守り、訴追当局でさえも知らされません。また、告訴の意志のあるなしにかかわらず、相談を受けます。

ただし我々には証言拒絶権がありません。つまり裁判に証人として召喚されれば、相談内容について証言をしなければなりません。ただ一般的な犯罪の被害者を対象とする相談所ではこうしたケースはほとんど発生しません。女性に対する暴力や児童虐待に特化した相談所が召喚されることは、もっと頻繁にあります。

第2の原則は被害者の視点に立った対応です。当事者を支援する上で、犯罪の責任は 加害者にあるという立場を取り、被害者の行動を批判しません。まず相談者の見方、立場、 受け止め方を優先します。

第3の原則は あくまでも支援を提供するだけで、相談所から訪問はしないことです。 基本的に相談者は我々にコンタクトすることにより、支援サービスを受け入れるかどう か自主的に決断します。また、サービスはすべての相談者に無料で提供します。

相談者は我々の支援サービスの存在について、例えば警察や医者、病院から教えられたり、インターネットや電話帳で聞き知ったりすることになります。このため、カウンセリングや証人の法廷随行と並んで、宣伝も施設の重要な活動になります。サービスや犯罪被害者の要請に関する情報を、特に専門分野の世界に流すことを重要視しています。宣伝広告費は財政の中から資金を当て、施設のサービスに関する情報資料やポスターを制作しています。数年前からヴィースバーデンの市営バスでポスターの掲載を始めました。我々のサービスを一般により広く知れ渡らせることが狙いです。昨年はホームページを刷新しました。

宣伝活動の効果を測定するに当たっては、年次統計の中で被害者がどの経路を通じて 我々の元へ相談するに至ったかを示す項目があります。この統計により、約20%が警察 の仲介だったことがわかっています。

学校などの教育現場で子供たちが被害に遭わないよう学習させる活動を展開しているか、との質問が皆さんからありました。確かにそういう活動がなされていますが、虐待された児童をケアする団体によるプロジェクトの形で主に行われています。ドイツのこうした団体の例を挙げると、公益法人ヴィルトヴァッサーや児童保護連盟などです。

次に裁判所内に設置された証人室についてお話しします。

刑事訴訟への召喚状は多くの証人にとって不安や精神的負担を意味します。このため、

召喚状の中で証人のための相談や随行サービスがあることをお知らせし、希望すれば我々の所へまず相談に来てもらっています。公判準備中に相談者の質問に答え、公判の順序や進行について説明します。被害者や証人は通常、裁判の進行についてあまり知識がなく、裁判ネタのテレビ番組の影響で間違った知識を植えつけられていることもままあるため、不安を抱えています。その上、告訴から公判までの期間が数カ月から時には数年にも及び、事態を難しくしています。証人はこの間に事件に対して心の中で既に決着をつけていたり、忘れる努力をしていたり、あるいは別の形で消化しようとしているかもしれません。そんな時に届いた召喚状は、事件の克服プロセスを中断したり、阻害したりするかもしれません。犯罪事件の最中や直後に襲われた感情が、公判を待つ間に再び蘇ることがよくあります。加害者である被告人と対面し、事件の詳細について話さなければならない状況は多くの証人にとって耐え難いものです。

法廷室内の状況や裁判の進行、裁判参加者のそれぞれの役割について知識を得ることで、少なくとも不安が軽減され、証言の供述にポジティブな作用を及ぼすことが考えられます。一般人にもわかり易い言葉で裁判の進行や背景、個々の参加者の役割を説明し、わかりづらい「司法の世界」でも当事者が孤立感を深めないようお手伝いします。証人の要請があれば、法廷へ随行し、証言をしている間も付き添います。そのためにヴィースバーデナー・ヒルフェでは裁判所内の別スペースに証人室を備えています。 証人は証言の順番が来るまで我々と一緒にその保護された部屋で待機することができます。こうすることにより、被告人と廊下で鉢合わせすることが避けられ、恐れや不安を抱えていても一人ではないという安心感がもてます。

相談所では当事者の必要に応じて公判終了後も相談相手として話し合いに応じ、必要なカウンセリングを提供します。

私はもう何年も社会教育学の専門家として様々な仕事をしてきましたが、証人の法廷同伴という仕事ほど感謝されるものはありません。裁判に出廷することは大きな緊張をもたらし、多くの証人はどうやってこの難関を克服したらいいのかわからず、途方にくれています。それだけに事前に個人的な面識があり、裁判の事情に通じた人間に付き添い、支えてもらうことは必要不可欠であり、苦痛の軽減につながると受け止められます。老若男女を問わず、証人が公判終了後に我々相談員をハグしてくれることがよくありますが、知らない者同士でこうした行動を取るのはドイツでも決して当たり前ではありません。

最後に職員のメンタルヘルスに関するご質問にお答えします。我々の施設では6週間から8週間ごとに定期的にスーパービジョンが行われるほか、実際の案件について毎週協議の場を持ちます。さらに研修に参加することもできます。ただやはり最も重要といえるのは、良いチーム環境の中に身を置き、同僚と定期的に専門情報や意見の交換を行うことです。

発行:公益社団法人全国被害者支援ネットワーク